

川崎市告示第407号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市コミュニティセンター条例（令和6年川崎市条例第6号）第4条第3項の規定により告示します。

令和8年7月9日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市田島コミュニティセンター 川崎市川崎区鋼管通2丁目3番7号
指定管理者	（所在地）東京都足立区足立四丁目28番10号 （名 称）ヤオキン商事株式会社 （代表者名）代表取締役 伊藤 治光
指定期間	令和10年9月2日から 令和16年3月31日まで